

「入院時食事療養費制度」発足以来の食事療養費等の変遷

	H6. 10月	H8	H9	H18	H24	H28
	1日当たりで算定			1食当たりで算定(食堂加算以外)		
入院時食事療養(Ⅱ)	1,500	1,500	1,520	506 (1,518)	506 (1,518)	506/455 (1,518/1,365)
入院時食事療養(Ⅰ)	1,900	1,900	1,920	640 (1,920)	640 (1,920)	640/575 (1,920/1,725)
特別食加算 注1	350	350	350	76 (228)	76 (228)	76/0 (228/0)
医療用食品加算	180					
特別管理加算 ・常勤管理栄養士の1名以上の配置 ・適時の食事提供(夕食は午後6時以降) ・保温食器等を用いた適温の食事提供	200	200	200	・常勤管理栄養士の1名以上の配置は栄養管理実施加算として評価 ・ <u>適時・適温提供は入院時食事療養(Ⅰ)の算定要件に</u>		
食堂加算	50	50	50	50	50	50
選択メニュー加算	50	50	50	注2		
(参考) 栄養管理実施加算 ・常勤管理栄養士の1名以上の配置等 (給食管理以外の栄養管理業務も対象)				12点	入院基本料に包括 (有床診については、H26改定で再度加算化)	
備考			消費税 対応 (3→ 5%)	平成18年度改定に向け、平成16年度に実態調査を実施 (平成18年度改定以降、実態調査未実施)	一般病棟入院基本料 (7対1入院基本料) 1,555点→1,566点 (栄養管理体制として 11点分増点)	市販流動食のみを経管 栄養法で提供した場合 ・食事療養費1割減額 ・特別食加算算定不可

注1 平成10年度改定で「高血圧症に対する減塩食」が、また、平成18年度改定で「経管栄養のための濃厚流動食」が対象外とされた。

平成28年度改定で「てんかん食」が追加された。

注2 平成18年度改定以降は、入院患者の選択と同意による「特別メニュー加算」を設定(1食当たり17円を標準として、全額患者負担) 16